○緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認手続等要領の制定について (平成25年3月28日例規第17号)

[沿革] 令和元年6月例規第28号改正

このたび、緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認手続等要領を制定し、 平成25年3月28日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について(平成8年2月例 規第6号)については、廃止する。

別記

緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認手続等要領

#### 第1 趣旨

この要領は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項、原 子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)第8条第2項及び武力攻 撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第 275号) 第39条の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確 認、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第12条第1項の規 定による緊急輸送を行う車両(以下「緊急輸送車両」という。)として使用される ものであることの確認並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対 法」という。)第76条第1項、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。 以下「原災法」という。) 第28条第2項及び武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。) 第155条第1項の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外 車両」という。)として使用されるものであることの確認について、当該車両の需 要数を事前に把握し、確認手続の省略化及び効率化を図るため、あらかじめ緊急通 行車両及び緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)並びに規制除外車両 として使用されるものであることの届出(以下「事前届出」という。)を受ける場 合における事務処理、事前届出車両の確認手続、事前届出車両以外の車両の確認手 続等について、必要となる事項を定めるものとする。

#### 第2 緊急通行車両等の事前届出

交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、緊急通行車両等として使用される車両であることの確認を行うものとする。

# 1 事前届出の対象車両

緊急通行車両等として使用されるものであることの確認について、事前届出の対

象となる車両は、次表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める 要件のいずれにも該当するものとする。

緊急通行車両等の区分	要	件
	1 災害時において、災対法	去第2条第8号に規定する
	防災基本計画、同条第9号	号に規定する防災業務計画、
	同条第10号に規定する地域	域防災計画等に基づき、災
	対法第50条第1項に規定で	する災害応急対策を実施す
	るために使用される計画だ	がある車両であること。
	2 災対法第2条第3号に共	見定する指定行政機関の長、
	同条第4号に規定する指揮	定地方行政機関の長、同条
災対法の規定に基づく	第5号に規定する指定公割	共機関及び同条第6号に規
緊急通行車両	定する指定地方公共機関	並びに別表に掲げる地方公
	共団体の長その他の執行権	幾関(以下「指定行政機関
	等」という。)が保有し、	若しくは指定行政機関等
	との契約等により常時指揮	定行政機関等の活動のため
	に専用に使用される車両ス	又は災害時に他の関係機関、
	団体等から調達する車両で	であること。
	3 使用の本拠位置が奈良場	<b>県内にある車両であること。</b>
	1 大規模地震対策特別措置	置法(昭和53年法律第73号。
	以下「地震法」という。)	第9条第1項の規定に基
	づく警戒宣言が発せられた	た場合において、地震法第
	3条第1項の規定に基づき	き地震防災対策強化地域に
	指定された地域を管轄する	る都道府県又はこれに隣接
	する都道府県を輸送経路る	として地震法第21条第1項
	の地震防災対策に係る緊急	急輸送を行う計画がある車
地震法の規定に基づく	両であること。	
緊急輸送車両	2 指定行政機関等が保有	し、若しくは指定行政機関
	等との契約等により常時打	指定行政機関等の活動のた
	めに専用に使用される車両	両又は警戒宣言が発せられ
	た場合において、他の関係	系機関、団体等から調達す
	る車両であること。	
	3 使用の本拠の位置が奈月	良県内にある車両であるこ
	と。	

1	原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事
	態宣言があった場合において、原災法第26条第1項
	の緊急事態応急対策を実施するために使用される計
	画がある車両であること。

# 原災法の規定に基づく 緊急通行車両

- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は原子力非常事態宣言があった場合において、他の関係機関、団体等から調達する車両であること。
- 3 使用の本拠の位置が奈良県内にある車両であること。

# 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両

- 1 国民保護法第2条第1項に規定する武力攻撃事態 等において、国民保護法第32条第1項に規定する基 本指針、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第 1項に規定する国民の保護に関する計画、第36条第 1項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基 づき、国民保護法第10条第1項若しくは第2項、第 11条第1項、第16条第1項又は第21条第1項に規定 する国民の保護のための措置を実施するために使用 される計画がある車両であること。
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は武力攻撃事態等において、他の関係機関、団体等から調達する車両であること。
- 3 使用の本拠の位置が奈良県内にある車両であること。

#### 2 事前届出に関する手続

# (1) 事前届出

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行又は緊急輸送に係る業務(以下「緊急通行等業務」という。)の実施について責任を有する者(代行者を含む。)とする。

# イ 事前届出先

事前届出は、事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を 経由して、交通規制課長に行うものとする。ただし、県の機関が行う事前届出 については、直接、交通規制課長に対して行うことができるものとする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

事前届出にあっては、緊急通行車両等事前届出書(別記様式第1。第2において「届出書」という。)正副2部に、車両の用途、使用者等の内容を疎明する書類(以下「添付書類」という。)を提出させるものとする。

# (2) 事前届出の受理等

ア 警察署長は、事前届出があったときは、届出書の記載内容及び添付書類を確認した上でこれを受理し、緊急通行車両等事前届出受理簿(届出済証交付簿) (別記様式第2。以下「交付簿」という。)に受理年月日、番号標に表示されている番号及び使用者の氏名を記入した後、当該事前届出に係る書類を交通規制課長に送付するものとする。

イ 交通規制課長は、アによる送付を受け、又は県の機関から事前届出を受理したときは、アに定める事項を交付簿に記入するものとする。この場合において、アによる送付を受けたときは、交付簿の備考欄に当該警察署名を記入するものとする。

#### (3) 確認

交通規制課長は、事前届出を受理したときは、当該事前届出に係る車両について、次に掲げる要件に該当するかどうかの確認を行うものとする。

ア 1の規定に該当すること。

イ 1の表の各項の1に規定する計画に係る車両の用途(緊急輸送を行うこととなる車両については、輸送人員又は品名)及び車両の使用者等が適正であること。

#### (4) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

(ア) 交通規制課長は、(3)の確認の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、交付簿に交付番号及び交付年月日を記入するとともに、緊急通行車両等事前届出済証(別記様式第1。第2及び第3において「届出済証」という。)に交付番号及び交付年月日を記入し、事前届出を行った者(第2において「事前届出者」という。)に交付するものとする。この場合において、警察署長を経由して事前届出がなされたものについては、当該警察署長に届出済証を送付するものとする。

(イ) 交通規制課長から届出済証の送付を受けた警察署長は、交付簿に届出済証 に記載された交付番号及び交付年月日を記入の上、事前届出者に交付するも のとする。

#### イ 届出済証の再交付

- (ア) 交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が 生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出 を受けたときは、再度届出書を提出させた上で届出済証を再交付するものと する。この場合において、当該申出が警察署に対してなされたときは、当該 警察署長を経由して行うものとする。
- (イ) (ア)により再交付した届出済証については、当該届出済証の右上部欄外に 「再」と朱書するとともに、交付簿の備考欄に再交付した旨及び再交付年月 日を記載しておくものとする。

#### (ウ) 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったときその他緊急通行車両等としての必要がなくなったときは、速やかに当該車両に係る届出済証を返還させるものとする。

#### 第3 緊急通行車両等に係る事前届出車両の確認

交通規制課長及び警察署長(以下「警察署長等」という。)は、災害発生時(警戒宣言が発せられた場合、原子力非常事態宣言があった場合及び武力攻撃事態等を含む。以下同じ。)において、届出済証の交付を受けている車両について、緊急通行車両等の確認を求める申出(第3において「申出」という。)があったときは、次に定めるところにより確認を行うものとする。

1 事前届出車両の確認の優先 申出があったときは、他に優先して確認を行うものとする。

#### 2 確認方法

- (1) 届出済証の交付を受けている車両についての確認は、届出済証を提示させ、当該記載内容を確認することにより行うものとする。
- (2) 地震法第2条第13号に規定する警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両については、緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすものとし、交付に係る届出済証を提出させ、当該記載内容を確認するものとする。

# 3 申出場所

申出は、交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)、警察署(交番及び 駐在所を含む。)又は交通検問所において受け付けるものとする。

#### 4 確認証明書及び標章の交付

- (1) 警察署長等は、緊急通行車両等であることの確認を行ったときは、緊急通行車 両等確認申出受理簿(確認証明書交付簿)(事前届出車両用)(別記様式第3) に所要事項を記載するものとする。
- (2) (1)の場合において、緊急通行車両であることの確認を行ったときは、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。)別記様式第4に定める緊急通行車両確認証明書に所要事項を記載の上、緊急通行車両確認証明書及び災対法施行規則別記様式第3に定める標章を当該申出を行った者(第3において「申出者」という。)に交付し、緊急輸送車両であることの確認を行ったときは、大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。)別記様式第7に定める緊急輸送車両確認証明書に所要事項を記載の上、緊急輸送車両確認証明書及び地震法施行規則別記様式第6に定める標章を当該申出者に交付するものとする。

なお、当該標章の有効期限は、特に指示する場合を除き、発行の翌日から起算 して1か月後の日とする。

- (3) (2)の場合において、緊急通行車両確認証明書又は緊急輸送車両確認証明書 ( 第3、第4及び第8において「確認証明書」という。)の交付番号は、当該確認 証明書に係る事前届出済証に付してあるものと同一のものとする。
- 5 申出者に対する指示

警察署長等は、確認証明書及び災対法施行規則別記様式第3に定める標章又は地震法施行規則別記様式第6に定める標章(5、第4及び第8において「標章」という。)を交付するときは申出者に対し、標章は車両前面のダッシュボードの上等外部から見やすい箇所に掲示するとともに、緊急通行等業務が終了したときは速やかに当該業務に係る確認証明書及び標章を返納するよう指示するものとする。

#### 第4 緊急通行車両等に係る事前届出車両以外の車両に対する確認

警察署長等は、緊急通行車両等に該当する場合であって、災害発生時において事前届出がされていない車両に対する確認を求める申出(第4において「申出」という。)があったときは、次に定めるところにより確認を行うものとする。

#### 1 申出を行う者

申出を行う者は、災害発生時において、緊急通行等業務を行おうとする車両の使 用者とする。

#### 2 申出の際に必要な書類

警察署長等は、申出があったときは、申出を行った者(第4において「申出者」という。)に緊急通行車両等確認申出書(別記様式第4)及び第2の2の(1)のウに規定する添付書類を提出させるものとする。

# 3 申出等の場所

申出及び確認は、第3の3に定める場所において行うものとする。

#### 4 確認

警察署長等は、申出を受理したときは、提出された書類に基づき、速やかに第2 の1に規定する対象車両であるかどうかの確認を行うものとする。

#### 5 確認証明書及び標章の交付

第3の4の規定は、確認証明書及び標章の交付について準用する。この場合において、第3の4の(1)中「緊急通行車両等確認申出受理簿(確認証明書交付簿)(事前届出車両用)(別記様式第3)」とあるのは「緊急通行車両等確認申出受理簿(確認証明書交付簿)(事前届出のされていない車両用)(別記様式第5)」と、同(3)中「当該確認証明書に係る事前届出済証に付してあるものと同一のもの」とあるのは「交通規制課及び各警察署ごとの一連番号とし、当該番号に奈良県警察行政文書管理規程(平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号)別表第2に規定する所属記号を冠記するもの」と読み替えるものとする。

#### 6 申出者に対する指示

確認証明書及び標章を交付する際の申出者に対する指示については、第3の5に 定めるところによるものとする。

#### 第5 規制除外車両の事前届出

交通規制課長は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制 除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

#### 1 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- (1) 医師(歯科医師を含む。以下同じ。)、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- 2 規制除外車両の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、規制除外に係る業務(以下「規制除外業務」という。

) の実施について責任を有する者(代行者を含む。)とする。

イ 事前届出先

事前届出は、第2の2の(1)のイに定める場所において行うものとする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

事前届出にあっては、規制除外車両事前届出書(別記様式第6。以下「届出書」という。)正副2部に、次に掲げる車両の区分に応じて、それぞれ次に定める添付書類を提出させるものとする。

(ア) 医師、医療機関等の使用する車両 車検証及び医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる 書類

- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者で あることを確認できる書類
- (ウ) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。) 車検証及び車両の写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの。(エ)及び(オ)において同じ。)
- (エ) 建設用重機又は道路啓開作業用車両 車検証及び車両の写真
- (オ) 重機輸送用車両

車検証(建設用重機と同一の使用者であるものに限る。)及び車両の写真 (建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。)

(2) 事前届出の受理等

第2の2の(2)の規定は、規制除外車両の事前届出の受理等について準用する。 この場合において、「緊急通行車両等事前届出受理簿(届出済証交付簿)(別記様式第2。以下「交付簿」という。)」とあるのは「規制除外車両事前届出受理簿(届出済証交付簿)(別記様式第7)」と読み替えるものとする。

(3) 届出済証の交付等

第2の2の(4)の規定は、届出済証の交付等について準用する。この場合において、「(3)の確認の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては」とあるのは「事前届出を受理した場合において、当該事前届出に係る車両

が1に定める車両に該当すると認めるときは」と、「緊急通行車両等事前届出済証(別記様式第1。第2及び第3において「届出済証」という。)」とあるのは「規制除外車両事前届出済証(別記様式第6。第5及び第6において「届出済証」という。)」と、「緊急通行車両等」とあるのは「規制除外車両」と読み替えるものとする。

#### 第6 規制除外車両に係る事前届出車両の確認

警察署長等は、災害発生時において、届出済証の交付を受けている車両について、 規制除外車両の確認を求める申出(第6において「申出」という。)があったとき は、次に定めるところにより確認を行うものとする。

- 事前届出車両の確認の優先 申出があったときは、他に優先して確認を行うものとする。
- 2 確認方法確認は、第3の2の(1)に定める方法により行うものとする。
- 3 申出場所 申出及び確認は、第3の3に定める場所において行うものとする。
- 4 確認証明書及び標章の交付
- (1) 警察署長等は、規制除外車両であることの確認を行ったときは、規制除外車両確認申出受理簿(確認証明書交付簿)(事前届出車両用)(別記様式第8)に所要事項を記載するものとする。
- (2) (1)の場合において、規制除外車両であることの確認を行ったときは、規制除 外車両確認証明書(別記様式第9。第6から第8までにおいて「確認証明書」と いう。)に所要事項を記載の上、確認証明書及び災対法施行規則別記様式第3に 定める標章を当該申出を行った者(第6の5において「申出者」という。)に交 付するものとする。

なお、当該標章の有効期限は、特に指示する場合を除き、発行の翌日から起算 して1か月後の日とする。

- (3) (2)の場合において、確認証明書の交付番号は、当該確認証明書に係る事前届 出済証に付してあるものと同一のものとする。
- 5 申出者に対する指示

第3の5の規定は、申出者に対する指示について準用する。この場合において、「災対法施行規則別記様式第3に定める標章又は地震法施行規則別記様式第6に定める標章(5、第4及び第8において「標章」という。)」とあるのは「災対法施行規則別記様式第3に定める標章(5、第7及び第8において「標章」という。)

」と、「緊急通行等業務」とあるのは「規制除外業務」と読み替えるものとする。

#### 第7 規制除外車両に係る事前届出車両以外の車両に係る確認

警察署長等は、規制除外車両に該当する場合であって、災害発生時において事前 届出がされていない車両に対する確認を求める申出(第7において「申出」という。 ) があったときは、次に定めるところにより確認を行うものとする。

#### 1 申出を行う者

申出を行う者は、災害発生時において、規制除外業務を行おうとする車両の使用 者とする。

# 2 申出の際に必要な書類

第4の2の規定は、申出の際に必要な書類に準用する。この場合において、「緊急通行車両等確認申出書(別記様式第4)及び第2の2の(1)のウ」とあるのは「規制除外車両確認申出書(別記様式第10)及び第5の2の(1)のウ」と読み替えるものとする。

#### 3 申出等の場所

申出及び確認は、第3の3に定める場所において行うものとする。

#### 4 確認

第4の4の規定は、事前届出車両以外の車両の確認に準用する。この場合において、「第2の1」とあるのは「第5の1」と読み替えるものとする。

#### 5 確認証明書及び標章の交付

第6の4の規定は、確認証明書及び標章の交付について準用する。この場合において、「規制除外車両確認申出受理簿(確認証明書交付簿)(事前届出車両用)(別記様式第8)」とあるのは「規制除外車両確認申出受理簿(確認証明書交付簿)(事前届出のされていない車両用)(別記様式第11)」と、「当該確認証明書に係る事前届出済証に付してあるものと同一のもの」とあるのは「交通規制課及び各警察署ごとの一連番号とし、当該番号に奈良県警察行政文書管理規程別表第2に規定する所属記号を冠記するもの」と読み替えるものとする。

#### 6 申出者に対する指示

確認証明書及び標章を交付する際の申出者に対する指示については、第6の5に 定めるところによるものとする。

#### 第8 報告

災害発生時において、警察署長は、確認証明書及び標章の交付件数を交通規制課 長に報告しなければならない。

# 別表(第2関係)

# 地方公共団体の長その他の執行機関一覧表

1 地方公共団体の長

奈良県知事及び奈良県内の各市町村の長

- 2 地方公共団体の執行機関
- (1) 奈良県及び奈良県内の各市町村共通 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会及び監査委員
- (2) 奈良県 公安委員会、地方労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会
- (3) 奈良県内の各市町村 農業委員会及び固定資産評価審査委員会

17.1		126-	De Arter	( MAC O HH IT	
41	=-	T.T.	1	(第2関係)	)

原子力	害 防災 応急 J災害 : 保 護 措					災       害         地震防災       応急対策用         原子力災害       国民保護措置用	第	号
別	《急通行車	. 両等事前届出書				緊急通行車両等事前届出済証		
年 月 日 奈良県公安委員会 殿					左記のとおり事前届出を受けたことを証する			
		届出者住所				年	月	B
		(電話) 氏名				奈良県公安委員会		FP
されて 車両の月 輸送を行 あってに 員又は品	に表示いる番号 用途(緊急によい、輸送して、輸送した。) 日本の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の	(	)	局	番	(注)  1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のため法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、選若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてくだる。	の措置 証を奈 問所に	に関する 彩良県警察 提出して 汚損し、
使用者	氏 名					3 次に該当するときは、木届出済証を返還してください (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなっ		<b>.</b>
出	発 地							
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の 内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警 察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本 部(交通規制課)に提出することができます。						数		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

# 別記様式第4(第4関係)

原子力災	害 応急									
		緊急通行車両等確認申出書								
			年	月	B					
奈良県公	安委員会	殿								
		申出者住所 (電話) 氏 名			<b>(1)</b>					
番号標り										
車両の用え 輸送を行う あっては、 員又は品名	車両に 輸送人									
使用者	住 所	電話(	)	_						
	氏 名									
出 発	地									
	(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。									

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

#### 別記様式第6(第5関係)

災     害       原子力災害       国 民 保 護 措 置 用					災     害     応急対策用       原子力災害     国民保護措置用			
規	制除外面	車両事前届出書						規制除外車両事前届出済証
年 月 日 奈良県公安委員会 殿			左記のとおり事前届出を受けたことを証する					
		届出者住所						年 月 日
		(電話) 氏名						奈良県公安委員会
されてい 車両の 輸送を行	住 所		(	)	局		番	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等はける国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行れたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄の警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県等本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
氏名				<ul><li>(2) 規制除外車両が廃車となったとき。</li><li>(3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</li></ul>				
出 3	発 地				Constitute was		BBILL TZGUTUL TU	
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の 内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警 察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本 部(父通規制課)に提出することができます。					処の位置	置を管轄	する警	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

# 別記様式第10(第7関係)

災 原子力災 国 民 (	害 応急 害 呆 護 措	思対策用 置 用	規制除外車同	可確認申出書			
					年	月	日
奈良県公	\$安委員会	: 殿					
				申出者住所 (電話) 氏 名			
番号標り							
車両の用う 輸送を行う あっては、 員又は品名	事両に 輸送人						
使用者	住 所 氏 名			電話(	)	<del></del>	
出 発	地						
	)確認中出 ださい。	出書には、旨	当該車両を使月	用して行う業務の内	容を疎明す	る書類	を添付

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(別記様式第2, 3, 5, 7, 8, 9, 11については省略)